

令和8年度

第1回鈴鹿市地域ケア推進会議

(鈴鹿市高齢者施策推進協議会)

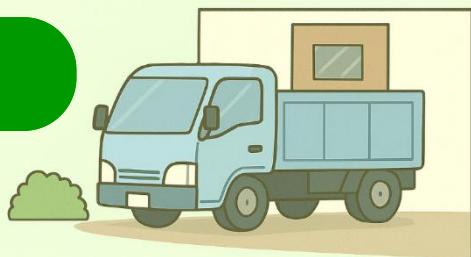
別冊資料

令和8年6月18日

鈴鹿市長寿社会課

鈴鹿市 ふれあい収集

～ごみの戸別収集制度のご案内～



○ふれあい収集とは

在宅生活を送る高齢者や障がい者のうち、ごみ集積所までごみを排出することが継続的に困難な方を対象に、職員が戸別に訪問し、ごみを収集する制度です。

○ふれあい収集の対象者

鈴鹿市内にお住まいの方(采女が丘町を除く)のうち、次のいずれにも該当する方(ただし、共同住宅等に居住する場合において、同一敷地内にごみ集積所が設置されているときは、ふれあい収集の対象となりません。)

- 鈴鹿市の住民基本台帳に記録されている方(社会福祉施設または医療機関等に入所し、または入院している方を除く。)
- 高齢者等(※1)または障がい者等(※2)に該当する方のみでお住まいの方
- 本人、家族又は同居人等により、家庭ごみをごみ集積所に排出することができない方
- 現地調査の結果、ふれあい収集を利用することが可能と判断された方

※1 高齢者等…介護保険法に基づく要介護度が3・4・5のいずれかに該当する方(65歳未満の方も対象です。)

※2 障がい者

- ・身体障害者手帳の障がいの程度が1級または2級に該当する方
- ・療育手帳の障がいの程度がA1またはA2に該当する方
- ・精神障害者保健福祉手帳の障がいの程度が1級または2級に該当する方

裏面もご覧ください→

【対象となるごみ】

- もやせるごみ(生ごみ・紙・布など)
- もやせないごみ(金属・電球など)
- プラスチックごみ(ビニール袋など)
- 有害ごみ(乾電池・蛍光灯など)
- 資源ごみA(新聞紙・紙パックなど)
- 資源ごみB(あきかん・あきびん・ペットボトルなど)

【申込の手続き】

- ①申込者本人または同一世帯の方が、廃棄物対策課へ申込書を提出。
 - ②申込内容について廃棄物対策課が福祉部局(長寿社会課・障がい福祉課)に情報照会し、対象要件を確認。
 - ③廃棄物対策課の職員が現地を確認。
 - ④承認後、収集業務を開始。
- ※申込前に要綱とごみ排出場所設置基準を確認の上、お申込みください。

申込書、要綱、ごみ排出場所設置基準は右の二次元コードからご覧になれます。



【お願い】

- 利用者が入院・施設入所・転居等で不在となる場合は、廃棄物対策課へご連絡ください。
- 本制度はごみ出し支援を目的としており、家の中での分別や袋詰めなどは対象外です。
- カラスやネコなどの獣害被害や、におい防止のためにポリバケツやネットなどを利用される場合は、ご自身で用意してください。

【関係機関へのお願い】

ケアマネジャー・相談支援専門員の皆さまへ

対象となりそうな方を把握された場合は、申込をお手伝いいただけると幸いです。

お問い合わせ先

○ごみの収集に関すること・申込書の提出先

鈴鹿市 環境部 廃棄物対策課

☎ 059-382-7609 FAX 059-382-2214

○対象者に関すること

・高齢者の方 鈴鹿市 健康福祉部 長寿社会課 ☎ 059-382-9886

・障がい者の方 鈴鹿市 健康福祉部 障がい福祉課 ☎ 059-382-7626

※個人情報に関することなど、内容によっては、ご本人様、ご家族様以外の方にはお答えできない場合があります。

ふれあい収集 説明会 質問内容とその回答

※ページ番号欄は、「ふれあい収集を申し込まれる方へ」のページ番号と対応していますので、そちらもご覧ください。

No	内容	質問	回答	ページ番号
1	対象者	高齢者等の対象者の範囲について、広げてほしい(要介護3・4・5に絞るのではなく、それより低い介護度の方も対象者に含めてほしい)。	廃棄物対策課と福祉部門との間での調整も必要になるため、今後検討していくことになります。	
2	対象者	質問No.1の対象者の範囲の検討には、時間がかかるかと思うが、半年で行ってもらうことはできませんか。	対象者の範囲を変更する時期については、具体的に回答することは、難しいです。 ふれあい収集については、委託事業ではなく鈴鹿市直営の事業であるため、人員の都合もあり、現時点では、対象者の範囲を広げることは、予定していませんが、長寿社会課でも、その実情によっては対象者の範囲の拡大も検討が必要と考えています。	
3	対象者	同じ世帯に、要介護3以上の方と、要支援、要介護1、2の方がいてその方が出せない場合、対象となるのでしょうか。 対象で申し込みした場合、要介護3以上の方が入院・入所したら、その世帯は対象外となるのでしょうか。	要支援、要介護1、2の方が障がい者の要件に該当しない場合は、対象外となります。 障がい者の要件 ・身体障害者手帳の障がいの程度が1級または2級に該当する方 ・療育手帳の障がいの程度がA1またはA2に該当する方 ・精神障害者保健福祉手帳の障がいの程度が1級または2級に該当する方 要介護3以上の方が社会福祉施設や病院に入所・入院された場合は、ふれあい収集の対象外となります。その場合は、「鈴鹿市ふれあい収集事業辞退報告書」を、廃棄物対策課に提出してください。	P.1～2、P.9
4	対象者	同一敷地内で対象となる方が世帯を分けて住んでいる場合、収集の対象となりますか。	世帯が別であれば、対象となります。	P.1

※ページ番号欄は、「ふれあい収集を申し込まれる方へ」のページ番号と対応していますので、そちらもご覧ください。

No	内容	質問	回答	ページ番号
5	対象者	アパートなどの共同住宅に住んでいる場合は対象となりますか。	アパートと同じ敷地内にごみ集積所が設置されていなければ、対象となります。 なお、設置されていない場合は、どこにポリバケツを置くか等、管理者の承諾をもらっていただきます。	P.1、P.6
6	申込み	申込みから収集開始までの期間はどれくらいですか。	●4月中の申込みの場合 7月の収集開始を予定しています。 ●5月以降の申込みの場合 申し込み状況にもよりますが、7月以降順次収集を開始する予定です。 7月以降に申込みいただいた場合は、おおむね1か月程度で収集を開始します。	P.8
7	申込み	申込書の記入について、対象者が自筆することが難しい場合、代筆でも良いですか。	代筆でも差し支えありません。	P.5
8	申込み	ふれあい収集の申込みは、契約にあたるのですが、対象者の方には認知症の方もいます。認知症の方など本人に意思能力が無かった場合の契約は無効となると思いますが、そのような方でも申込みできますか。	認知症の方でも日用品の購入など「日常生活に関する行為」については可能であるため、ふれあい収集を「日常生活に関する行為」と整理しています。	
9	収集	収集について、週1回とのことですが、隔週で行ってもらうことは可能ですか。	収集担当との調整も必要になるため、今後検討していくことになります。	
10	収集	収集時に安否確認は行いますか。	現時点では、ごみ出しが2週間連続でされていない場合は、市から緊急連絡先の方へ連絡を行う予定です。対象の方が高齢者等の場合については長寿社会課から連絡を行う予定ですが、そのタイミング等については、今後廃棄物対策課と福祉部門との間で調整します。	

※ページ番号欄は、「ふれあい収集を申し込まれる方へ」のページ番号と対応していますので、そちらもご覧ください。

No	内容	質問	回答	ページ番号
11	収集	収集してもらうゴミ袋の個数制限はありますか	個数制限はありませんが、容器を用意してもらう場合は、ポリバケツ等の容器に入る分だけ収集します。 新聞・雑誌等の資源ごみは、ポリバケツ等の横に置いてください。	
12	収集	収集の対象となるごみは6種類とのことですが、ポリバケツ等はごみの種類ごとに用意する必要がありますか。	ポリバケツ等はごみの種類ごとではなく、1つご用意いただければ問題ありません。 なお資源ごみは、ポリバケツ等の横に置いてください。	
13	収集	対象者の家の周りが狭い道の場合もありますが、どのような車で収集をしますか。	軽ダンプで収集を行います。そのため、車が通れる道幅があれば収集できます。	
14	分別	ふれあい収集は、分別や袋詰めは支援の対象外であるとのことですが、分別が難しい場合はどうすればよいですか。	基本的には、分別をお願いしますが、事情があり、どうしても分別が難しい場合は、もやせるごみともやせないごみの2つに分けてください。	
15	分別	ふれあい収集の対象となり、一度収集が始まったら、本人からの辞退がなければ、回ってくるということですか。	対象者の要件を満たしている間は、そのような認識で問題ありません。	

1. ③ 頼れる身寄りがいない高齢者等・判断能力が不十分な者を対象とする第二種社会福祉事業の新設

現状・課題

- 単身世帯等の増加が進む中で、頼れる身寄りがいない高齢者等にとって、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる**日常生活支援や入院・入所手続、死後事務などへの対応**が生活上の課題として顕在化している。
いわゆる「高齢者等終身サポート事業」はこうしたニーズへの対応策の一つであるが、一定程度の費用が必要となることもあるため、**資力が十分でない者も利用できる事業**が求められている。
- 成年後見制度について、現在、利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することを可能とする見直しが進められている。成年後見制度が見直された後においても、判断能力が不十分な者が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、**地域における成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実**させていく必要がある。

見直し内容

- 頼れる身寄りがいない高齢者等や判断能力が不十分な者に対し、日常生活支援・円滑な入院等の手続支援・死後事務の支援を、**利用者のうち一定割合以上に無料又は低額の料金で提供する事業について、第二種社会福祉事業に位置付ける**（福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業）。

福祉サービス利用援助事業		法改正後	
対象者 事業内容 利用料	判断能力が不十分な者	福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業	対象者 事業内容 利用料
	日常生活支援 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理サービス ・書類等の預かりサービス		頼れる身寄りがいない高齢者等 + 判断能力が不十分な者
	無料又は低額		日常生活支援（福祉サービス利用援助事業同様） 地域での生活を営むのに不可欠な支援を行うことが目的 + 入院入所等手続支援 入退院・入退所等の手続が円滑に進められるよう支援を行うことが目的 例：入退院等の手続支援、緊急連絡先の提供、費用の支払代行 又は 死後事務支援 利用者が亡くなられた後、死後の事務が円滑に進められるよう、事前に準備しておくことが目的 例：葬儀・納骨・家財処分の契約手続支援、行政官庁への届出
社会情勢等の変化等		福祉サービスの拡充・発展	
単身世帯等の増加			
成年後見制度の見直しの動き			
生活上の課題の例			
緊急連絡先がなく、入院・入所等の手続ができない			
医療費の支払等の手続ができない			
葬儀・納骨等の死後の手続をする人がいない			
空き家や残置物の処分ができない			
地域住民が生活支援員として意思決定支援をしながら尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助の仕組みとして機能			

- 頼れる身寄りがいない高齢者等が地域で安心して自立した生活を継続するための支援策の充実
- 判断能力が不十分な者の地域生活を支えるための総合的な権利擁護支援策の充実

➤身寄りのない高齢者等に対する見守り、入院・入所等の手続支援



「日常生活自立支援事業」及び「身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組」の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「日常生活自立支援事業」)

社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和8年度概算要求額 46億円（38億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、利用者本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活を送ることができるようにする（※）とともに、従事者の資質向上のための取組及び福祉サービス利用援助事業の普及・啓発に関する取組も併せて行う事業を実施する〔日常生活自立支援事業〕。
※福祉サービス利用援助事業
- 加えて、身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組の促進も図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

（1）日常生活自立支援事業

①福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用等に関する援助を行い、併せて預金の払戻し等の日常的な金銭管理や、定期的な訪問による見守りを行う。

②福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

①の福祉サービス利用援助事業の従事者に対する研修等を行う。

③福祉サービス利用援助事業の普及・啓発

（2）身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組【加算】

- 身寄りがないなど、頼れる家族がいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、以下の①②のいずれか又は両方の支援を行う。

①入院・入所等の円滑な手続等支援… 円滑に入退院・入退所をするために必要と考えられる支援

②死後事務の支援… 死亡した後に必要と考えられる、葬儀・火葬の手続等の事務支援

＜実施主体＞ 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会（事業の一部を委託可）

＜基準額＞【1】利用者数に応じて算定 【2】〔1の加算〕①・②のいずれか実施：3,000千円（※）、①・②両方実施：6,000千円（※）

＜補助率＞ 1/2 ＜負担割合＞ 国1/2、都道府県・指定都市1/2

※委託先の取組に応じ加算